

農地貸借料情報

農地法が改正され標準小作料制度が廃止されたため、今後は農業委員会が貸借の実勢価格情報を提供し、貸し手・借り手の双方で貸借料を決めることとなります。

平成26年1月から12月までに締結(告示)された賃貸借における貸借料水準(10aあたり)は以下のとおりです。

【田(水稲)の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
大津町全域(ほ場整備実施地域)	18,829円	30,000円	10,000円	361
大津町全域(ほ場整備未実施地域)	14,375円	23,000円	5,000円	69
(参考)大津町平均	17,814円	29,000円	10,000円	412

【畑(普通畑)の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
大津町全域(ほ場整備実施地域)	12,163円	18,000円	7,107円	27
大津町全域(ほ場整備未実施地域)	10,365円	15,247円	5,000円	154
(参考)大津町平均	10,633円	18,000円	5,000円	181

【畑(飼料畑)の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
大津町全域(ほ場整備実施地域)	14,901円	23,000円	12,048円	4
大津町全域(ほ場整備未実施地域)	10,171円	15,247円	5,000円	103
(参考)大津町平均	10,228円	15,247円	5,000円	106

農地 Q & A

農地中間管理事業とは？

Q 最近、マスコミなどで農地の相談についてよく「農地中間管理機構」という言葉を耳にします。詳しく教えてください。

A 農家Aさん…高齢で農業をやめたいが、先代々の農地は守りたい。
会社員Aさん…相続で農地を取得したが、作れないし将来も作るつもりはない。

【貸し手】
農家Bさん…地域内の農地を借りて規模を拡大したい。
会社員Bさん…会社を辞めて農業を始めたので、農地を借りたい。

簡単に言うと、【貸し手】の農地を農地中間管理機構(熊本県農業公社)が借り受けた後、マッチングを行い【借り手】に貸し付けるところです。
【貸し手】は申込書をJAまたは役場農政課の窓口を通じて提出してください。貸付期間は10年以上で白紙委任が原則です。ただし、耕作放棄地などは借り入れることができます。何も問題がなければ、借り入れる農地の候補としてリスト化します。

【借り手】は年3回の募集(5月、9月、1月)に応募用紙をJAまたは役場農政課の窓口を通じて提出してください。
申込書・応募用紙はJA、役場農政課に準備しています。両用紙を検討して、貸借契約の締結に入ります。

農地の基準や選定の考え方などには決まりがありますので、利用を考えている人はお問い合わせください。

■問い合わせ 熊本県農業公社(農地中間管理機構) ☎096(213)1234、JA大津中央支所 ☎096(293)3211
役場農政課 ☎096(293)3116、農業委員会 ☎096(293)6686



申請書の締め切りは
毎月10日です

詳しいことは農業委員会にお尋ねください。

●農業委員会
☎096(293)6686

自分の農地であっても無断で転用することは農地法違反です

農地の転用・売買・貸借などは許可を受けてから

- 「自分の農地だから、許可や届出をしなくても自由に売ったり貸したり、転用しても良いのではないか」と思っている人はいませんか？
- 農地の取得や貸し借りを促進し、その権利を保護するとともに、優良農地を守り、農地の効率的な利用を図るため「農地法」「農業経営基盤強化促進法」という法律があります。
- 農地を売ったり貸したり、転用するときには「農地法」「農業経営基盤強化促進法」に基づく許可が必要です。

農地を売買したり、貸し借りするときは

3条申請

- ◆農地を、耕作目的で売買したり、貸し借りしたりするときは農業委員会の許可が必要です。
- ◆資産保有や投資目的による売買や農地を取得する適格者(耕作が申請を含め50a以上)でない場合は許可されません。

自分名義の農地を転用するときは

4条申請

- ◆農地の転用とは、農地を住宅・車庫・工場・倉庫・資材置き場・駐車場・山林など、農地以外のものに用途を変更することです。これには、農業委員会を経て、県知事の許可が必要です。
- ◆転用申請では主に次のような内容を審査します。
①転用の目的は適正か ②転用の面積は適当か
③水利など、必要な同意はあるか ④付近の農業に与える影響はどうか
⑤転用の目的は確実に実現できるか
⑥他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているか

他人名義の土地を買ってあるいは借りて転用するときは

5条申請

農地法許可・届出などの申請書の受付から許可(不許可)までのスケジュール

	3条	強化基盤	4条転用	5条転用
締切日	毎月10日	毎月10日	毎月10日	毎月10日
現地調査	毎月18日	-	毎月18日	毎月18日
農業委員会総会	毎月25日	毎月25日	毎月25日	毎月25日
町許可証交付 公告 県へ進達	許可(不許可)指令書交付 (総会后速やかに)	公告 (総会后速やかに)	県へ進達 (総会后速やかに)	
県農業会議 常任議員会議	-	-	翌月の20日	
県許可証交付	-	-	許可(不許可)指令書交付 (常任議員会議後速やかに)	

※締切日(毎月10日)以降に申請があった場合の審議は翌月となります。土日祝日の場合は翌平日です。日程は都合により前後する場合がありますので、ご了承ください。

新しい商店会の名前を募集します！

JR肥後大津駅南口周辺のお店などが集まって新しい商店会が誕生します！

駅南口はビジターセンターや空港ライナーができたことで、利用者が増えてきました。駅周辺のさらなる発展とより良いまちづくりを目指して取り組むため、商店会が結成されます。

そこで、大津の皆さんに親んでもらえる商店会になるよう、商店会の名前を募集します。

採用された人には、2万円相当の駅周辺の商店で使えるサービス券をプレゼント！

■応募資格 大津町在住または通勤している人

■応募方法 イオン大津店サービスカウンターにある応募用紙に記入のうえ、サービスカウンターの投函箱へ応募してください。

■応募締切 3月10日(火)

■問い合わせ 大津町商工会 ☎096(293)3421

※応募した名称の一切の権利は新しくできる商店会((仮称)肥後大津駅繁栄会)に帰属します。